

(保険局長伺い定め)
平成 23 年 2 月 4 日決定
平成 23 年 12 月 7 日改定

全国健康保険協会業績評価に関する検討会について

1. 目的

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定に基づき、厚生労働大臣が行うこととされている全国健康保険協会（以下「協会」という。）の事業年度ごとの業績の評価にあたり、第三者の視点を取り入れた適切な評価等を行うことを目的として開催する。

○ 健康保険法（抄）

（各事業年度に係る業績評価）

第七条の三十 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

2. 職責

- 全国健康保険協会業績評価に関する検討会（以下「検討会」という。）は、協会の事業年度ごとの業績の評価及び分析等を行う。
- 検討会は、協会が全国健康保険協会役員退職手当規程の規定に基づき、協会を退職した役員の退職手当の額の算定にあたり、厚生労働大臣が決定する「業績勘案率」について審議を行う。

3. 構成

- 検討会は、学識経験者をはじめ、事業主の立場、ユーザー（被保険者）の立場、財務会計の専門家、保険者機能の専門家などの有識者で構成する。
- 座長は、検討会の構成員の中から選出することとする。
座長は、検討会の事務を総理し、検討会を代表することとする。
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

4. 運営

- 検討会の庶務は、厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室において処理する。
- 1 から 4 までに定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定めることとする。